

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

整骨院等での受療に係る療養費の適正化について（通知）

組合員又は被扶養者（以下「組合員等」という。）が、健康保険の適用対象となる負傷により、組合員証等を使用して柔道整復師の施術を受けたときは、施術に要した費用の一部を療養費として共済組合が負担しています。ただし、健康保険の適用となる負傷はこれまでも限られており、それ以外の負傷については療養費を支給することはできません。

当該療養費の適正化については、柔道整復師に対しても対策を実施することとしていますが、施術を受ける組合員等としても下記の正しい認識が必要であることから、別添資料を配布するなどして、貴所属所の組合員へ周知してください。

記

1 療養費の支給対象範囲

支給対象となるもの(保険適用) ^{※1}	支給対象とならないもの(保険適用外)
外傷性の下記負傷に対する施術 ・骨折及び脱臼(医師の同意が必要) ^{※2} ・打撲 ・捻挫 ・筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれ）	左記以外の場合の施術（以下例示） ・ <u>単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労に対する施術</u> ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術 ・同じ負傷について病院等で治療を受けているもの ・柔道整復による治療完了後のあんま（マッサージ等を含む）のみの施術

※1 支給対象となる負傷であっても、公務中及び業務中等の負傷については、公務災害又は労働災害に該当するため、組合員証等の使用はできないこと。

また、第三者加害行為（交通事故等）により負傷した場合で、組合員証等を使用して施術を受ける場合は、必ず共済組合へ届出をし、他人の行為による負傷であることを柔道整復師に告げて施術を受けること。

※2 応急手当の場合は医師の同意なく施術を受けることができるが、応急手当後の施術は医師の同意を得る必要があること。

2 留意事項

- (1) 上記1のとおり保険適用外となる場合もあるため、施術前に負傷の原因や負傷時の状況等を柔道整復師に正確に申告すること。
- (2) 療養費支給申請書に記載されている内容（負傷名や負傷原因、施術日、一部負担金額等）を確認後、受取代理人欄に自署をすること。
- (3) 領収書は必ず受領し、金額を確認後、保管すること。また、毎年二月頃発行する医療費通知に記載している内容と支払金額等が相違ないか確認すること。
- (4) 支給対象とならない負傷により、組合員証等を提示して施術を受けた場合は、共済組合が負担した療養費の返納を求めること。

問合せ先
公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 上之菌
TEL：099-286-5220
FAX：099-286-5663

柔道整復師の施術を受けられる方へ

対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

健康保険等を使えるのはどんなとき

医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）

骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

主な負傷例

- ・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象にならないものの例

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。

治療を受けるときの注意

健康保険は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

「受領委任」の場合は柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に原則患者の自筆による記入が必要となります。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

医療費の適正化のために

健康保険等の療養費は、あなた、そして健康保険等に加入されている方々の保険料等から支払われます。

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えてください

何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険等は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は保険者に連絡してください。

療養費支給申請書の内容（負傷原因、負傷名、日数、金額）をよく確認して、署名または捺印をしてください。

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者に請求を行い、支払を受けるものですが、柔道整復については、患者が柔道整復師に受領委任をすることで、あなたが施術所の窓口で自己負担分を支払った残りの費用を患者本人に代わって保険者に請求し支払を受けることが認められています。

受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し、原則患者本人が署名することになっています。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので、注意してください。

（あなたが手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。）

領収証を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。